

## 混迷のレバノン政局の背景を読む

青山 弘之

『Asahi 中東マガジン』2011年1月25日掲載

1月12日、レバノンでヒズブッラーの閣僚ら11人がラフィーク・ハリリー元首相暗殺事件の調査・裁判をめぐるサアド・ハリリー首相の政策に異議を唱えて辞表を提出し、同首相が率いてきた挙国一致内閣は瓦解した。

また同月17日、元首相暗殺事件の裁判を目的に発足した準国際法廷「レバノン特別法廷」が起訴手続きに入ったことを発表した。起訴内容はまだ公開されていないが、容疑者のなかにヒズブッラーのメンバーが含まれているとされており、このことが昨今のレバノン情勢悪化の直接の契機となっている。

そこで以下では、今後さらなる混迷が予想されるレバノン情勢のこれまでの推移を整理することで、国内外の当事者たちの思惑を探ることとする。

2005年2月のR・ハリリー元首相暗殺事件は発生当初はシリアの犯行と推定され、そのことが「杉の木革命」や「独立インティファダ」と称されるレバノン駐留シリア軍の完全撤退を後押しするとともに、殺人事件という国内犯罪を国連の調査委員会やレバノン特別法廷で調査・審理する根拠となってきた。

だが米国がブッシュ政権からオバマ政権に代わり、「テロとの戦い」が後退したのを追い風にシリアが東アラブ地域の覇者としての地位を回復すると、シリア・バッシングは徐々に影を潜め、2010年9月にはS・ハリリー首相本人が「我々は過ちを犯し、シリアが父を暗殺したと疑ってしまった」と述べ、シリアへの嫌疑を清算した。そしてこの「免罪」と時を一にして新たな容疑者として「推定有罪」を突きつけられたのがヒズブッラーであった。

シリアへの「免罪」とヒズブッラーに対する「推定有罪」は、レバノン政界に二つの争点を提起し、対立を助長していった。第1の争点は、シリアの関与を証言したレバノン国内外の「偽証者」にいかに対処するかという問題である。第2の争点は、「偽証」を排除できなかった特別法廷へのレバノン政府の協力の是非、具体的にはヒズブッラーのメンバーが容疑者に含まれているとされる起訴に対して内閣がいかに対処するかという問題である。

この二つの争点をめぐって、S・ハリリー挙国一致内閣（そして国民議会）内部ではヒ

ズブッラーを含む親シリア派（3月8日勢力）とS・ハリリー首相が主導する親米・サウジ派（3月14日勢力）が鋭く対立した。親シリア派は、偽証問題をレバノンの国内法廷で審理するかどうかを閣議で採決するようS・ハリリー首相に要求した。さらにレバノン特別法廷の存続に反対し、首相が同法廷への批判的立場を表明し、資金供与停止やレバノン人判事の引き上げを断行するよう求めた。そのうえで内閣の対応次第では実力行使に訴える可能性さえ示唆した。

一方、親米・サウジ派は、特別法廷での「偽証者」のなかに首相に近い政治家、治安組織高官、司法当局者、さらには国連の調査担当責任者が含まれていたことから、国内法廷で偽証問題を審理することそのものに消極的な姿勢を示し、事件に関わる一切の司法手続きがレバノン特別法廷に委ねられるべきだと突っぱねた。

かくして両陣営の対立は双方の非妥協的な姿勢ゆえに悪化の一途をたどり、両者が呉越同舟する内閣は機能不全に陥ってしまった。

事態が緊迫感を増すなか、没交渉に陥った両陣営に代わって交渉を担ったのは、シリアとサウジアラビアだった。レバノンとの関係において「二つの国家における一つの人民」を自認するシリアは、政治的、経済的、社会的に不可分の関係を築き、レバノン内戦（1975～1990年）後はレバノンを実効支配することで同国の安定を担ってきた。一方、サウジアラビアは、内戦終結の契機となったターイフ合意の立役者であり、ハリリー家との密接な関係を通じて内戦後の復興に参加してきた。

両国は、2006年のレバノン紛争（ヒズブッラーとイスラエル軍の戦闘）以降、レバノンをめぐって激しく対立してきたが、2008年5月の親シリア派による決起や2009年6月の国民議会選挙後の国内対立の收拾にあたり、「S・S均衡」と呼ばれる協調関係のもとS・ハリリー首相が挙国一致内閣の発足にも尽力した。

シリアとサウジアラビアによる交渉は「S・Sイニシアチブ」と呼ばれ、2011年12月末まで続けられた。その内容は極秘とされていたが、関係者らの発言から、それが以下のようなステップを骨子としていたことが明らかになりつつある。

第1ステップは、レバノン特別法廷の起訴に関して、S・ハリリー内閣を同法廷から実質的に「撤収」させることである。「撤収」の真意については曖昧な点が多いが、レバノン特別法廷を存続させたいうえで、起訴と前後してS・ハリリー首相がヒズブッラーの事件への関与を否定することで法廷の有名無実化を図るというものだ。その代わりに、親シリア派は、特別法廷への資金供与停止やレバノン人判事引き上げなどをS・ハリリー首相に強要せず、内閣の存続を認めるという内容だったと考えられる。

しかし、首相就任以来何らの政治的功績をあげておらず、その正統性を父の「偉業」に

しか依拠できない S・ハリリー首相にとって、「撤回」は自身の政治生命をも左右しかねない重大な決断を伴うものであり、その真偽および履行は疑問視されていた。

第2ステップは、偽証問題をレバノン国内で「粛々」と処理し、事態の収束をめざすことである。具体的には、S・ハリリー内閣が特別法廷から「撤回」することの代償として、親シリア派が内閣で偽証問題の審理の是非を閣議で採決するという要求をとりさげ、偽証の責任を事実上不問にするという内容である。

第3ステップは、上記二つのステップの履行を保証するためのシリアによる影響力行使である。具体的には、親シリア派を政策面・物質面で支援するシリアがまず、レバノン特別法廷からの S・ハリリー内閣の「撤退」の代償として、親シリア派の決起抑止を確約するというものであった。一方、偽証問題に関しては、元首相暗殺事件への関与を疑われてきたレバノン治安機関元高官がシリアで「偽証者」に対する起訴手続きを行い、シリア司法当局がその身柄引き渡しをレバノン司法当局に行ったことで政局化したという経緯があり、シリアの存在が大きな影を落としている。そこで、親米・サウジ派側は事態收拾のためにシリアに起訴手続きを破棄することを求めた。

第4ステップは、シリアがレバノンで影響力を行使することを保証する代わりに、「イスラエルの分け前」を確保するという問題である。「イスラエルの分け前」とは、シリアからヒズブッラーへの武器供与停止、武器密輸の遠因となっているシリア・レバノン国境の未画定状況の解消、レバノン国内のパレスチナ難民キャンプ外でのパレスチナ人の非武装化、そしてシリアによるイスラエルとの和平交渉再開の意思表示などからなっていたとされる。イスラエルは、ヒズブッラーに R・ハリリー元暗殺事件の首謀者として批判されているが、今のところ特別法廷をめぐる問題の直接の当事者ではない。だがこの問題を利用して、その強大な軍事力によって安全保障を脅かすヒズブッラーの動きを封じ込めようとしており、イスラエルの最大の同盟国である米国がサウジアラビアを介してこうした要求をシリアに突きつけたものと思われる。

このような一連の調停案に対して、まずシリアのワリード・ムアッリム外務大臣が12月半ばにイスラエルとの和平交渉再開の意思を表明し、出方を探った。そしてこれに対し、オバマ米政権は12月30日に共和党の反対を押し切って、R・ハリリー元首相暗殺事件発生直後から不在であった在シリア大使を正式に任命することで応えることで、前向きな姿勢を示した。しかし、12月26日から29日にかけて S・ハリリー首相が訪米し、ニューヨークで病氣療養中のアブドゥッラー・サウジアラビア国王と会談するや事態は急変した。首相の訪米の真意や会談の内容は明らかにされていないが、特別法廷をめぐる親シリ

ア派と親米・サウジ派の対立を調停する S・S イニシアチブが失敗したことが、1月11日に親シリア派側から発表された。

親シリア派はこの失敗の原因が、S・ハリリー首相やアブドゥッラー国王が米国の圧力を受けて、レバノン特別法廷から「撤収」することを阻止されたためと批判している。一方の親米・サウジ派は「先方が合意を履行しない」と述べ、シリアが偽証問題で起訴手続きの破棄で譲歩しなかったことを暗に非難した。

双方の言い分の真偽はともかく、これまでの経緯から明らかなのは、レバノン特別法廷をめぐるレバノン国内の対立が、シリア、米国、サウジアラビアの政治取引の材料として利用され、レバノンの政治家だけでなく国民をも疎外しているという事実である。シリアはレバノンへの影響力を回復することを通じて東アラブ地域の覇権を強化することを狙い、米国は、イスラエルの安全保障確保という立場からヒズブッラーとシリアを封じ込めようとし、サウジは米国への追随を余儀なくされている。

S・S イニシアチブの失敗を受け、サウジアラビアはサウード・ファイサル外務大臣が「お手上げ」と述べ、悲観的な姿勢を示す一方、米国は、レバノン政府が拒否しようともレバノン特別法廷を続け、内政干渉を止めようとしめない。対するシリアは、S・S イニシアチブの継続を主唱することでそのプレゼンスを誇示するとともに、親シリア派の優勢を見越して、レバノン人自身による問題解決へのイニシアチブ発揮を促そうとしている。こうした各国の思惑は、レバノンをさらなる混乱に陥れ、その代償を他ならぬレバノン人に強いようとしている。

(c) 青山弘之